

平成 28 年 5 月 10 日

認定事業所 各位

冷凍空調施設工事事業所認定審査委員会
(事務局 高圧ガス保安協会)
((一社)日本冷凍空調設備工業連合会)

冷凍空調施設工事事業所の認定を受けている事業所への重要なお知らせ【注意喚起】

高圧ガス保安協会では、冷凍能力3トン以上のアンモニア又はフルオロカーボン冷媒ガスとする冷凍空調施設に係る据付工事を行う事業所が、高圧ガス保安法令等に基づき、保安上適正な工事及び検査を実施することにより当該冷凍空調施設に係る自主保安体制を確立し、災害の防止を図ることを目的として、冷凍空調施設工事事業所を認定する制度を運用しております。

今般、冷凍空調施設工事事業所の認定を受けている事業所(以下「認定事業所」という。)が行った安全弁の不適切な設置工事により、別添の事故概要のとおり、当該安全弁からガスの漏えい事故が発生しました。高圧ガス保安法第 63 条におきまして、第 1 種製造者等には、高圧ガスについて災害が発生した場合、遅滞なく、その旨を都道府県知事等に届け出ることが義務付けられております。

一方、当協会が定めております冷凍空調施設工事事業所認定申請マニュアル(以下「認定マニュアル」という。)には、「11 認定事業所の義務」として、「冷凍空調施設の設置工事又はその工事終了後に当該設備に係る事故等が発生したときは、速やかに協会に報告すること」が義務付けられております。しかしながら、当該認定事業所は、今回の事故報告義務を失念しており、冷凍空調施設工事事業所認定審査委員会としては誠に遺憾であります。

認定事業所におかれましては、認定事業所に課せられた事故報告義務を遵守いただくと共に、別添の事故概要と再発防止対策を踏まえていただき、より一層の適切な設置工事等を行っていただけますようお願い致します。

なお、事故が発生した場合の事故概要等の報告先は、次のとおりです。

高圧ガス保安協会 高圧ガス部 冷凍空調課 メールアドレス : hpg@khk.or.jp
FAX 番号 : 03-3438-4163
電話番号 : 03-3436-6103
本件担当者 : 藤井、林

事故の概要と再発防止対策について

1. 事故の概要

- ・当該認定事業所の作業従事者は、安全弁の作動試験業務を遂行するため、安全弁を取り外し、作動試験を行い、試験完了後に安全弁を取り付けた。
- ・定期点検から一ヶ月後、ユーザーより異音が生ずるとの連絡を受け、現地調査を行った。機器運転開始より 20 分経過後、高圧側安全弁より冷媒が噴出、漏えいした。

2. 事故の原因

- ・安全弁を高圧用、低圧用を誤って逆に取り付けたため、正常値にもかかわらず安全弁が作動した。
- ・安全弁作動試験を担当した作業従事者は「高圧側」、「低圧側」、「機器呼称」を明記したテープを安全弁本体に貼付したが配管側にはこの措置を講じていなかった。
- ・作業従事者は曖昧な記憶により、安全弁を取り付けてしまった。

3. 当該認定事業所が行った再発防止策

(1) 配管への取り付け間違い防止

- ・容易に識別できるよう、配管と安全弁に同一色のテープ又は札に「高圧用」、「低圧用」を明記する。
- ・安全弁を取り外す際には、必ず双方に識別表示があるかを確認し、表記が無ければ識別表示を行ったうえで取り外す。
- ・配管と安全弁の表記を照らし合わせて取り付ける。

(2) 再発防止教育

- ・安全弁取り付け後のダブルチェックの徹底を周知教育する。

以上